解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十二月七日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月七日

大阪府八尾市北本町二丁目一五番二九―一〇〇七号

医療法人健成会

清算人　吉馴　宏

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年十二月十一日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月七日

石川県金沢市田上町夕一番地一

金沢市田上第五土地区画整理組合

代表清算人　亀田　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北丘珠一条二丁目五九〇番地一、最後の住所札幌市東区北丘珠三条二丁目一〇番二五号

被相続人　亡　佐藤　元治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

札幌市中央区南一条西五丁目一九番地一郵政福祉札幌第一ビル五階　成田教子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武野純一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市大迫町大迫第三地割八〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　畠山　忠常

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市郷原一二六五番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　髙畠　勝代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

事務所　群馬県高崎市東町一七二番地一六

高崎合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金井　厚二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市三里塚一八八番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　小池　利道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

事務所千葉市中央区栄町四二番一一号　日本企業会館五階　さきがけ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邉　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡横芝光町木戸四〇一八番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　實川　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

事務所千葉県千葉市中央区中央四―一二―一ＫＡ中央ビル四階　エバー総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菊地　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市須賀一三一五番地、最後の住所神奈川県平塚市札場町一三番一九号

被相続人　亡　山口　義章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

神奈川県平塚市紅谷町八番八号　東洋ビル四階　ひらつか西口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山辺　直義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡宝達志水町麦生ニの一一〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　定免　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

事務所石川県金沢市小将町三番八号

相続財産管理人　弁護士　柴田　未来

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪郡下諏訪町三三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　須田　護

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

長野県岡谷市本町二丁目六番四七号　信州しらかば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　蒲生　路子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市天竜区二俣町二俣一一八二番地、最後の住所静岡県浜松市天竜区二俣町二俣一一八一番地の二

被相続人　亡　中澤　章年

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

事務所浜松市中区栄町二番地　石塚・村松法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石塚　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市末広三丁目二番地二、最後の住所静岡県藤枝市末広三丁目一一番地の二二ハイツイトウ一〇二号

被相続人　亡　松下　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

事務所　静岡市駿河区南町一四番二五号

エスパティオ七〇六　あおば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　史浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市中根五三〇番地、最後の住所静岡県焼津市中根四二番地

被相続人　亡　蒔田　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

事務所　静岡市駿河区南町一四番二五号

エスパティオ七〇六　あおば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　史浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市末広三丁目二番地二、最後の住所静岡県藤枝市末広三丁目一一番地の二二ハイツイトウ一〇二号

被相続人　亡　松下　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日

事務所浜松市中区栄町二番地　石塚・村松法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石塚　尚

第31期決算公告　　平成28年1月7日

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

株式会社ニトリ商事

代表取締役　似鳥　昭雄

貸借対照表の要旨（平成27年2月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	342,057
	固定資産	45,545,505
	合計	45,887,562
負債及び純資産の部	流動負債	73,392
	固定負債	11,420,680
	株主資本	34,393,490
	資本金	41,000
	資本剰余金	33,500,000
	その他資本剰余金	33,500,000
	利益剰余金	852,490
	利益準備金	10,250
	その他利益剰余金	842,240
	（うち当期純利益）	(543,153)
	合計	45,887,562